

## 学位申請公聴会規程

(平成 24 年 4 月 1 日制定)

### (目 的)

第1条 学位規定細則第 8 条に基づく学位申請に伴う公聴会に関する規程を定める。

### (義 務)

第 2 条 神奈川歯科大学大学院歯学研究科において学位を申請する者は、公聴会において学位申請論文の内容を公表しなければならない。

### (公聴会)

第 3 条 公聴会は、神奈川歯科大学大学院歯学研究科が主催する学位申請発表会、あるいは神奈川歯科大学学会が主催する学術集会とする。

第 4 条 学位申請者が公聴会として神奈川歯科大学学会の主催する学術集会において発表する場合、抄録に「学位申請論文要旨発表」と明記しなければならない。

2. 学位申請者が公聴会として神奈川歯科大学学会の主催する学術集会において発表した場合、指導教授は抄録を添付し研究科長に報告しなければならない。

3. 学位申請者が神奈川歯科大学大学院歯学研究科主催の公聴会において発表する場合は、指導教授はその旨を研究科長に報告しなければならない。

### (改 廃)

#### 第 5 条

この規程の改廃は、大学院教授会の議を経なければならない。

### 附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より一部改正実施する。